

地域未来投資促進法に基づく「兵庫県明石市基本計画(素案)」及び「準則を定める条例(案)」(概要)の意見募集(パブリック・コメント)について

明石市内において、企業の生産性の向上及び雇用の創出を目指すとともに地域経済の成長と発展を図るため、地域未来投資促進法(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)に基づく基本計画、及び同法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例を策定します。

については、基本計画の素案、及び条例案の概要について幅広く市民の声を聞くためパブリックコメントを実施いたします。

1 募集期間

2024年9月1日(日)～2024年9月30日(月)

2 資料の閲覧

◆配布資料

- ① 意見募集(パブリック・コメント)について
- ② 兵庫県明石市基本計画(素案)
- ③ 「地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(案)」(概要)
- ④ (参考様式)ご意見提出用紙

◆閲覧場所

市ホームページ、行政情報センター(明石市役所本庁舎1階)、商工政策課(明石市役所本庁舎5階)あかし総合窓口(パピオスあかし6階)、大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター

3 提出方法

◆必要事項(住所、氏名、年齢、電話番号、意見)を記載の上、下記の方法によりご提出ください。

◆自由様式(必要に応じて参考様式「ご意見提出用紙」をご使用ください。)

持参	明石市環境産業局産業振興室商工政策課(明石市役所本庁舎5階) 業務時間:月曜日～金曜日(閉庁日除く) 8時55分～17時40分
郵送(必着)	〒673-8686 明石市中崎1-5-1 明石市商工政策課 宛
FAX	078-918-5126
E-mail	sansei@city.akashi.lg.jp
電子申請フォーム	(https://logoform.jp/form/eHmi/681922)から意見の提出が可能 

4 注意事項

(1)電話や窓口での口頭によるご意見の受付はできませんので、ご了承ください。

※視覚障害があるなど、ご自身でご意見を書くことが難しい場合は、電話でお話いただいた内容を担当者が聞き取り代筆します。

(2)提出いただいたご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

(3)意見募集の終了後、受け付けたご意見の概要とそれに対する市の考え方を市のホームページにて公表します。同様の意見が複数あった場合は、集約することがあります。

(4)提出いただいたご意見は返却しません。

(5)「兵庫県明石市基本計画(素案)」については、国や県との調整に応じて、計画の根幹に関わらない部分において変更が発生する可能性があります。

5 個人情報の取扱い

(1)提出いただいたご意見は、住所、氏名、団体名などの権利利益を害するおそれがある情報など公表することが不適切なものを除き、ホームページ等で公表します。

(2)個人情報は、明石市個人情報保護条例に基づき、他の目的には使用しないなど、厳重に取り扱います。

(3)住所、氏名及び電話番号は、提出いただいたご意見の内容を確認させていただく際に必要なため、記入をお願いします。

お問い合わせ先:明石市商工政策課(078-918-5098)